

介護サービス相談員募集要領

【介護サービス相談員の役割】

介護サービス利用者の疑問や不安等を受け、サービス提供事業者や行政に橋渡ししながら、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ることを目指します。

【応募資格】

介護保険制度に精通し、かつ、地域の保健福祉関係の経験及び活動歴を有する者又はこれに準ずると認められる者。

【任用期間】

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日 ※再任あり

【職務内容】

- 1 主に介護保険法の施設・事業所及び特定施設外「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」等を訪問します。（年間6か所予定）
- 2 各施設を年2回、相談員2人一組となって訪問します。
- 3 訪問では、入所者及び利用者の不安などを聞き取ります。また、相談以外にも、入所者と何気ない会話や施設の行事に参加することもあります。
ただし、利用者への“車イスへの移乗”や“食事の介助”など『介護』にあたる行為を行うことはできません。
- 4 活動報告書を定例会までに提出していただきます。
- 5 定例会は年2回実施予定です。施設訪問の報告と問題点や改善すべき点等を話し合います。
- 6 その他介護サービスに関して、市長が特に必要と認めることなどをお願いします。

【処遇】

- 1 謝礼（報酬）は、訪問施設1か所あたり5,000円です。（活動報告書の提出により支給）
- 2 研修等に参加される際は、旅費を別途支給します。
- 3 傷害保険は市で加入します。業務中の事故についての保険です。自宅と施設や市役所の往復路においても該当します。
- 4 訪問等に係る燃料費等の費用は、全て自己負担になります。
- 5 任期満了後の再任を妨げません。

【その他】

相談員として実際に活動するためには、外部機関が主催する「介護サービス相談員養成研修」を受講する必要があります。（受講費用等の自己負担はありません）